

生駒市監査委員告示6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により令和2年度定期監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年10月28日

生駒市監査委員 東 良 徳 一  
生駒市監査委員 平 松 亜 矢 子  
生駒市監査委員 白 本 和 久

記

監査の対象(課、施設)	地域活力創生部商工観光課
指摘事項等	措置内容
<p>・くろんど池公衆便所の清掃業務委託について 契約書を2通作成していたため、担当者から事情を聴取したところ、業務着手後に契約書の内容を修正するために、当初の契約書を変更せずに新たな契約書を作成したことによるものであった。既に着手している契約書の記載内容を変更する場合は変更契約を締結するべきであり、適正な処理ではないことから、今回の原因を調査し、今後同様な事象がないよう適切な措置を講じられたい。</p> <p>・くろんど池周辺遊歩道脇草刈業務委託について 発注者(生駒市)の市長印の押印漏れがあるため、適正に処理されたい。</p>	<p>・当該事業は既に完了しているため、修正する以前の契約書を直ちに破棄するとともに、再発防止対策として課内で生駒市契約規則の読み合わせを実施し、契約締結後に内容の一部変更等を行う場合は、軽微なものでも変更契約を締結することが必要であることを再認識し、同様のことがないように改めて指導した。また、当該事案における内容の変更事由は、委託事業者によるものであったことから、当該事業者には契約締結時に契約書の内容をよく確認するよう指導した。</p> <p>・直ちに当該契約書に市長印を押印するとともに、再発防止策として課内で市長印押印の必要性を生駒市文書取扱規程及び生駒市公印規則等の読み合わせを実施して再確認し、同様のことがないように改めて指導した。</p>

監査の対象(課、施設)	教育委員会 教育こども部学校給食センター	
指摘事項等	措置内容	
<p>・学校給食材料費徴収金に係る収入事務について、当該徴収金は公金であることから、納入義務者に対し市長名による納付の通知書を発行し納入を求めるなど徴収手続きを検討し適切な措置を講じられたい。</p> <p>・過年度分の滞納繰越額があるため、引き続き適切に対応し滞納額の縮減に努められたい。</p>	<p>・現在、学校給食材料費徴収金については、生駒市立学校給食センター管理規則で、学校給食センター所長が給食費請求明細書を学校長に発行し、学校長が給食費を取りまとめ、生駒市指定金融機関に納入することになっています。</p> <p>今後において、来年4月を目標に学校関係の公金徴取につきましてはシステムを活用し対応する方向で調整していますが、条例及び規則の制定が必要となることが判明したことから、関係部署との調整を図り慎重に進めてまいります。</p> <p>・過年度分の滞納繰越額につきましては、引き続き適切に対応し対応額の縮減に努めていきます。</p>	